

部局名	健康福祉部	所属名	生活支援課	所属長名	高橋 伸之	電 話	483-1151 内線3240
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3179		事務事業名称	生活保護事業						短縮コード	経常	3179	臨時	
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	03	生活保護費	目	02	扶助費		
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		生活保護法 八千代市生活保護法施行規則							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）														
第2次大戦後の戦災者，引揚者，失業者などの急増により臨時的応急措置として昭和21年，生活困窮者緊急生活援護要綱が実施され同年, 旧生活保護法が制定され，社会情勢の変化から昭和25年に現在の生活保護法（拡充強化）にいたる。八千代市においては昭和42年，市制施行とともに実施する。 生活困窮者に対し，その困窮度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長する。														
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして							
国の機関委任事務から平成12年、法定受託事務（地方分権一括法）へ変更される。平成20年暮れからの世界的な経済状況の悪化・低迷による失業者の増加、また都市化・核家族化による相互扶助の意識が低下傾向にある。また国においても生活保護制度の在り方について生活保護負担金の見直しも含めて検討されている。					大項目（節）	02	社会福祉							
					中 項 目	05	低所得者福祉							
					小項目（施策）	01	自立の支援							
					細 項 目	01	相談助言の実施							
02	生活保護の適正な実施													
				実施計画の計画事業										
計画事業の位置付けの有無			☐	計 画 事 業 期 間		～			計 画 事 業 費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	常住人口（年度末）							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成21年度に実際に行ったこと： 相談に応じ、その世帯の自立を助長するため他法他施策などの必要な助言を行い、真に最低生活維持困難な場合は保護の申請を受け、その世帯の稼働能力の可否、利用しえる資産、収入、扶養義務者からの援助の可否などの調査を行い、保護の決定をし、その世帯の状況及び必要に応じて扶助費を決定、給付を行った							
	※平成22年度に計画していること： 2 1 年度と同様							
意図 （何を狙っているのか）	1．健康で文化的な生活が送れる 2．自活した生活が送れる							
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外							
区 分				単位	2 0 年度	2 1 年度		2 2 年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	常住人口（年度末）	人	191, 469	194, 000	192, 570	196, 000	
	指標 2							
	指標 3							
活動指標	指標 1	相談面接件数	件	850	950	1, 124	1, 300	
	指標 2	被保護者	人	1, 396	1, 440	1, 506	1, 655	
	指標 3							
成果指標	指標 1	保護率（年度末）	％	7. 5	7. 8	8	8. 4	
	指標 2	保護開始件数	件	186	250	281	300	
	指標 3	保護廃止件数	件	146	160	129	150	
上位成果指標	指標 1							
	指標 2							
	指標 3							

コード		3179	事務事業名称	生活保護事業			所属名	生活支援課
			単位	2 0 年度	2 1 年度		2 2 年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	1, 721, 841	1, 700, 541	1, 819, 067	1, 923, 711	
		県	千円	108, 581	109, 450	114, 574	115, 225	
		地方債	千円					
		一般財源	千円	582, 063	510, 897	569, 599	579, 512	
		その他	千円					
	主な事業費の内訳			生活扶助費 735, 497, 住宅扶助費 398, 884, 教育扶助費 14, 351, 医療扶助費1, 202, 832 , 出産扶助費0, 生業扶助費 6, 465, 葬祭扶助費3, 400, 介護 扶助費 38, 082, 施設事務費	扶助費 2, 320, 888	生活扶助費808, 403、住宅扶助 費442, 128、教育扶助費19, 278 、介護扶助費43, 213、医療扶助 費1, 163, 384、出産扶助費0、生 業扶助費10, 369、葬祭扶助費 2, 696、施設事務費13, 769	扶助費 2, 618, 448	
	人件費 (B)			千円	199, 437. 1	173, 266	194, 104. 4	
ト ー タ ル コ ス ト (A) + (B)			千円	2, 611, 922. 1	2, 494, 154	2, 697, 344. 4	2, 812, 844	

3. 事務事業の評価（S E E）

評価 類型	評価事項		評価区分	理 由					
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☐ 結び付いている	事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 結び付くが見直しの余地がある						
			☐ 結びつきが弱い・ない						
			☒ 評価対象外事項						
②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。	☐ 達成している	事業区分「法定受託事務」のため評価対象外							
	☐ 達成していない								
	☒ 評価対象外事項								
③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある	事業区分「法定受託事務」のため評価対象外						
		☐ 可能性はない							
		☒ 評価対象外事項							
④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☐ 現状のままでよい	事業区分「法定受託事務」のため評価対象外						
		☐ 見直す必要がある							
		☒ 評価対象外事項							
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2，3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある	対象者との信頼関係に基づいて対象者世帯の最低生活の保障及び自立の援助のため助言指導を行うため広範囲の知識・技術を必要とするため。しかし，専門性のあるケースワーカーが多数配置され，職員増となれば有効性や効率性を向上させる可能性はあると考える。					
			☐ 効率性向上の可能性はある						
			☐ 両方可能性はある						
			☒ 可能性がない						
	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等						
			☐ 臨時的任用職員等の活用						
			☐ I T 化等の業務プロセスの見直し						
			☐ 受益者負担の見直し						
			☐ 類似事業との統合・役割見直し	類似 事務 事業 名称	1		実施主体 (所管部署)		
			☐ 上記以外の方法		2		実施主体 (所管部署)		
	⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☐ ある						
			☐ ない						

コード	3179	事務事業名称	生活保護事業				所属名	生活支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			生活保護法に基づき生活保護の適正実施に努めていく。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
	☐ 廃止・休止							
☐ 事業完了								
☒ 現状のまま継続								
⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			生活保護法に基づき生活保護の適正実施に努めてゆくためには、専門性のあるケースワーカーの採用・配置が必要である		
			削 減	不 変	増 加			
	成 果	向 上	☐	☐	☒			
		不 変	☐	☐	☐			
		低 下	☐	☐	☐			

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
相談者の視点、立場に立った相談面接を行い、また保護の実施にあっては適正におこなうようとの議会意見もある。 生活保護制度の市民に対する周知を求める要望がある。									

所属長コメント	長引く経済不況のなか、生活保護受給者は急増しており、憲法第25条の理念に基づき最後のセーフティーネットである生活保護法の適正実施に努めたい。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり、現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									